

これなら
借りたい!

住まいの選択肢が広がる 定期借家制度



■定期借家制度とは

定期借家制度は、2000年(平成12年)3月1日から施行された、契約期間の満了により確定的に契約が終了する画期的な制度です。現在は、従来型の借家制度(普通借家制度)と、この定期借家制度を選択できるようになりました。

■定期借家でも不安はない

定期借家は期間の満了で終了しますが、貸主にとって、借主の方はお客様ですから、賃料滞納・迷惑行為等がなければ、大抵の場合は長く住んでもらいたいと考えます。つまり、定期借家では、2年~3年の期間が満了しても、さらに継続すること(再契約すること)が一般的になっているのです。